

平成23年7月13日

株式会社ハート
代表取締役 横川 泉 殿

社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野 美絵子



ご 連 絡

当協会が、平成23年3月31日付申入書において、貴社の使用するハート共済保障規約（以下「規約」といいます。）に対し、消費者契約法により無効である不当な条項の使用の停止及び改善・是正を求めている件について、貴社作成の平成23年6月6日付「平成23年5月23日付の『ご連絡』についての回答書」（以下6月6日付「回答書」といいます。）及び同封の「規約」（以下6月6日付「規約」といいます。）を拝見いたしました。

当協会としては、6月6日付「規約」の内容と平成23年4月19日付「回答書」及び同封の「規約」（以下4月19日付「規約」といいます。）の内容が、あまりにも異なっており、非常に驚愕している次第です。

つきましては、4月19日付「規約」と6月6日付「規約」の相違点につき、どの部分を、どのような趣旨で改定したのか、改定箇所と改定趣旨を逐一ご指摘の上、具体的にご説明ください。

ご回答は、平成23年7月26日までにいただけますよう、お願い申し上げます。

なお、当協会が、平成23年5月23日付「ご連絡」書面にて一定の評価をしたのは4月19日付「回答書」及び同日付「規約」であり、6月6日付「回答書」及び同日付「規約」については評価していないことを念のため申し添えます。また、本ご連絡ならびに貴社からのご回答の有無及びその内容は、当協会において公表することがあることも申し添えます。

以上

（本件に関する連絡先）

〒108-8566 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
TEL:03-3448-9736 FAX:03-3448-9830